

福岡県公報

平成23年
10月14日
第3315号

目次

告示(第1689号-第1701号)

- 土地改良区の役員の退任 (農村整備課) …………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 2
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (森林保全課) …………… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 救急病院の名称の変更 (医療指導課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6

告示

福岡県告示第1689号

筑後北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
田中亮助	筑後市大字熊野911番地1

福岡県告示第1690号

嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
梶井義行	嘉麻市屏1309番地
山口勝好	〃 馬見2732番地

2 就任理事

氏名	住所
梶井英男	嘉麻市屏1456番地
鎌田寅雄	〃 馬見157番地

福岡県告示第1691号

南嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
小路松次	嘉麻市小野谷794番地

2 就任監事

氏名	住所
----	----

石井 薫	嘉麻市小野谷1307番地
------	--------------

福岡県告示第1692号

下牛隈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
松本 一隆	嘉麻市牛隈2612番地6

2 就任理事

氏名	住所
大里 茂秋	嘉麻市牛隈1879番地
谷口 重松	〃 〃 2296番地2

福岡県告示第1693号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

一般国道495号改築工事（唐原工区・福岡県福岡市東区和白三丁目地内）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市東区和白三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県福岡市東区和白丘一丁目地内の現道との接続点を起点とし、同区唐原一丁目地内の4車線で道路整備が完了している区間との接続点を終点とする延長2,050mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道495号改築工事（唐原工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道495号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一般国道ではなかった。よって、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、道路法第17条第1項の規定により、福岡市が管理を行うものである。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県北九州市若松区本町三丁目地内の一般国道199号との接続点を起点とし、宗像市、福津市及び古賀市等を経て、福岡県福岡市東区香椎駅前三丁目地内の一般国道3号との接続点を終点とする延長約66.3kmの幹線道路であ

る。

本路線は沿線地域住民の生活道路及び北九州都市圏と福岡都市圏を結び経済活動を支える物流路線として重要な役割を果たすとともに、宗像大社及び海の中道海浜公園等の観光地へのアクセス道路としての役割も果たしている。

しかしながら、本件区間の現道は、沿線地域住民による地域内交通と福岡市と北九州市の主要都市間の物流及び観光等に伴う通過交通とがふくそうし、自動車交通量の多い道路であるにもかかわらず、車道幅員が6.0mから7.5mの2車線道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的に交通混雑が発生しているばかりでなく、交通事故も発生している。

また、本件区間の沿道及び周辺には、福岡市立和白小学校、同市立和白中学校及びJR鹿児島本線九産大前駅等の公共施設が立地し、通勤・通学路として利用されているにもかかわらず、大半の区間において歩道の整備が十分でないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全が脅かされている状況にあり、本件区間における交通混雑の解消を図る道路の整備が急務となっている。

本件事業の完成により、現道が2車線道路から4車線道路に拡幅されることから、現道の交通混雑が解消されるなど、円滑かつ安全な自動車交通の確保に寄与するとともに、自転車歩行者道の整備により、歩行者等の安全の確保にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業における生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で検討を行った結果、大気質及び騒音に関して、環境基準等を満たすものと予測している。また、起業者は工事の施工に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械を使用する等の対策により、地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、希少な動物・植物については、動物は生息が確

認されておらず、維管束植物1種（ウラギク）が生育している可能性があるが、本件事業が市街地を通過する現道を拡幅する線的な改変で、改変面積も小さいことから、改変される区域内に生息・生育する可能性がある希少な動物・植物に与える影響は軽微であると予測される。事業実施に当たっては、自然環境の改変を最小限にとどめるとともに、施工中において確認された場合は、改変区域外の環境が類似している場所への移動等の措置を講じることにより、保全できるものと考えられる。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、福岡市教育委員会との協議により、試掘調査等を実施し遺跡等については発見されていないため、本件事業の施行により文化財に与える影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な自動車交通及び歩行者等の安全の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和21年4月20日付けで都市計画決定し、昭和52年10月13日付けで都市計画変更された福岡都市計画道路3・2・10号国道3号線の都市計画と付加車線の設置部分を除き整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現道の本件区間においては円滑かつ安全な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること、歩行者等の安全が脅かされている状況にあり、交通事故も発生していること及び福岡市が策定した「福岡市道路整備アクションプラン2011」において優先的・重点的に取り組む事業として位置づけ、事業を実施していること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地取用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地取用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった一般国道495改築工事（唐原工区・福岡県福岡市東区和白三丁目地内）について、土地取用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地取用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市東区役所（総務課）

福岡県告示第1694号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

遠賀郡芦屋町白浜町1455の108、1455の110、1455の144、1455の105・1455の109・

1455の145・1455の150（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1695号

大村青畑土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
横川 安夫	豊前市大字大村2150番地1
古野 春樹	〃 〃 1949番地2
谷崎 始	〃 大字青畑368番地1
野間口 正一	〃 大字大村2080番地2
鈴川 春生	〃 〃 423番地2
上野 幸雄	〃 〃 1514番地
山中 猛	〃 大字青畑667番地

2 退任監事

氏名	住所
山崎 五雄	豊前市大字大村1697番地

3 就任理事

氏名	住所
古野 春樹	豊前市大字大村1949番地2

野間口 正 一	豊前市大字大村2080番地 2
谷 崎 始	〃 大字青畑368番地 1
松 島 清 美	〃 大字大村2069番地 1
平 木 勝 美	〃 〃 325番地
山 中 猛	〃 大字青畑667番地
山 中 健 嗣	〃 大字大村1506番地 4

4 就任監事

氏 名	住 所
山 崎 五 雄	豊前市大字大村1697番地

福岡県告示第1696号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年 9 月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡運動器研究会

(2) 代表者の氏名

林 和生

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区青葉 2 丁目 2 番 5 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、運動器疾患治療を通じた医療に関する事業を行い、モデルシステムを確立すると共に、市民の保健、医療の増進を図る活動に寄与する

ことを目的とする。

福岡県告示第1697号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年 9 月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人メンタル・モチベート

(2) 代表者の氏名

崎村 孝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区美野島 4 丁目 1 番 10 - 802号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会的ストレス等により、人生の活力を失いかけた人々に対し、自分らしさの自己認識を深める肯定的な思考法や有益なコミュニケーション手法の啓蒙啓発に関する事業を行い、快活で主体的な生き方の起点を提供することで、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1698号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人森の民
- (2) 代表者の氏名
坂口 昌司
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県筑后市大字山ノ井600番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域振興を目指す不特定かつ多数の人々に対して、人、物又は情報の連携を企画提案する事業を行い、協働の仕組みづくりを通じて真の地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1699号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福岡県済生会福岡第二病院	福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸265	平成23年6月1日

福岡県告示第1700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	下深野 犀 川 線	前	京都郡みやこ町犀川久富1513番1先から 京都郡みやこ町犀川久富1649番1先まで	3.3 ～ 6.8	238.0
			後	京都郡みやこ町犀川久富1513番1先から 京都郡みやこ町犀川久富1649番1先まで	4.8 ～ 12.2	

福岡県告示第1701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那 珂	県 道	平等寺 那珂川 線	前	筑紫野市大字平等寺1831番8先から 筑紫野市大字平等寺679番2先まで	4.2 ～ 40.0	144.0
			後	筑紫野市大字平等寺1831番8先から 筑紫野市大字平等寺679番2先まで	4.2 ～ 53.0	